

附帯割引約款（電気契約とのセット割引）

第1条（約款の適用）

この附帯割引約款は、株式会社ケーブルメディア四国（以下「当社」といいます。）が別に定めるケーブルメディア四国契約約款(以下「本約款」といいます。)とあわせて、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」といいます。）のうち、この附帯割引約款に定める適用条件を満たす者に適用いたします。

第2条（約款の変更）

当社は、次のいずれかに該当する場合、この附帯割引約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の附帯割引約款によります。

(1)約款の変更が加入者の利益に適合するとき

(2)変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項の規定による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日を定め、事前に約款を変更する旨及びその内容と効力発生日を当社ウェブサイト（<https://www.cavy.co.jp/>）に掲載します。

第3条（適用範囲）

当社は、次のすべてに該当する加入者にこの附帯割引約款を適用いたします。

(1)当社が、本約款に提供するサービスのうち、別表1に定める区域（以下「業務区域」といいます。）内にて別表2に定める主契約の提供を受ける者であること。

(2)主契約の住所と同一場所において別表3に定める四国電力による対象電気プランの供給を受ける者であること。

第4条（契約の申込み）

加入者が、この附帯割引約款にもとづく契約（以下「でんきといっしょ割」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの附帯割引約款を承認のうえ、当社所定の様式によって対象電気プランの電気契約に係る四国電力のお客さま識別番号（以下「電力識別番号」といいます。）を申告して、申込みをしていただきます。

第5条（契約の成立）

でんきといっしょ割は、加入者の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。当社は次のいずれかの場合には、その申込を承諾しないことがあります。

(1)加入者が、主契約の住所と同一場所において株式会社STNetが提供する光ネットサービス（以下「ピカラ光ねっと」といいます。）の提供を受けているとき。

(2)加入者が、虚偽の事実を申告したことが判明したとき。

第6条（適用開始）

でんきといっしょ割の適用は、主契約が開始していない加入者は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月1日から、既にサービス提供開始済みの加入者は、加入者からの申出を当社が承諾した日の属する月の翌月1日からとします。

第7条（割引）

でんきといっしょ割の割引額は別表4に定める料金とします。ただし、主契約の料金が、キャンペーンなどにより0円となる場合においては適用いたしません。

第8条（契約の廃止）

加入者が次のいずれかに該当する場合は、その月の月末にでんきといっしょ割を廃止するものといたします。

(1)お客さまから、でんきといっしょ割の適用を廃止する旨の申し出があったとき。

(2)毎月、15日時点において申告のあった電力識別番号に係る対象電気プランの電気契約が終了、若しくは対象電気プランの電気契約の申込を取り消していることを当社が確認したとき。

(3)解約、解除その他理由を問わず主契約が終了したとき。

(4)加入者がピカラ光ねっとを契約したとき。

(5)でんきといっしょ割を継続できない事情が生じたとき。

第9条（契約廃止時の割引適用）

第8条(2)の規定によりでんきといっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日の属する月の前月までをでんきといっしょ割の適用対象とします。第8条(2)以外の規定によりでんきといっしょ割の適用を廃止した場合は、適用の廃止日の属する月の末日までの主契約の料金を、でんきといっしょ割の適用対象とします。

第10条（その他）

この附帯割引約款に定めのない事項については、本約款に定めるところによるものといたします。

付則

(1)この附帯割引約款は、令和4年4月1日から施行いたします。

別表1 業務区域

項目	住所
業務区域	高松市、三木町、東かがわ市、さぬき市

別表2 主契約

主契約	デジタル契約	光デラックス
		光ベーシックプラス
		光ベーシック（新規申込受付終了）
		光ベーシック保護（新規申込受付終了）
		光エコノミー（新規申込受付終了）
		光デラックスレコパック
		光デラックスレコパック mini
		光ベーシックプラスレコパック
	光ベーシックプラスレコパック mini	
再送信契約	光コンパクト（塩江地区除く）	

別表3 対象電気プラン

対象電気プラン	おトクeプラン
	でんかeプラン
	でんかeマンションプラン

別表4 月額割引料金

デジタル契約	全業務区域	220円（税抜 200円）
再送信契約	高松市、三木町	220円（税抜 200円）
	東かがわ市、さぬき市	110円（税抜 100円）